◇同窓会奨学金申請対象条件一覧表

:選択不可 【別紙】

①学部1～3回生が対象。
ただし、学部4回生以上で休学期間がある場合、在籍月数が31ヶ月以下(令和4年10月1日時点)の者は対象となります。

②給付奨学金受給中の者、授業料免除および徴収猶予制度で免除許可された者は対象となりません。

③以下の◎のついた対象条件に該当していること。

対象条件	申請対象者	申請区分	備考	学部生		
				1回生	2回生	3回生以上
A区分 新制度 (日本学生支援機構給付奨学金)に関する事項	令和4年度給付奨学金支援区分外の者	A－1	家計要件により給付奨学金が令和4年4月から支援区分外でかつ、10月から引き続き、支援区分外になった者		◎	◎
	令和4年度から給付奨学金が廃止された者	A－2	学籍要件により令和4年4月から給付奨学金が廃止になった者		◎	◎
	給付奨学金に申請できない者	A－3	大学等への入学時期に関する基準により申請対象外の者	◎	◎	◎
		A－4	在留資格等に関する基準により申請対象外の者	◎	◎	◎
	令和4年度給付奨学金に申請中の者	A－5	2次採用(秋)または家計急変採用に申請中の者 ※審査の結果、給付奨学生に採用された者は対象外 ※11月末日までに結果がでていない者は対象外	◎	◎	◎

申請対象外	正規生以外の者
	学部4回生以上で在籍月数が32ヶ月以上の者(令和4年10月1日時点)
	大学院生、専攻科生
	授業料を滞納している者
	当該年度に本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者
	京都教育大学同窓会奨学金制度にこれまで2回採用されている者
	学部生で給付奨学金満期者

【備考】

・日本学生支援機構給付奨学金に未申請の方は同時に給付奨学金2次採用に申請をしてください。